

# 役員報酬規程

社会福祉法人

鶴生会

## 評議員報酬規程

(目 的)

第1条 この規定は、定款8条第1項の規定に基づき、社会福祉法人鶴生会の評議員・解任委員が法人の業務を執行するにあたり下記の事項を定める。

(評議員・解任委員の報酬)

第2条 評議員・解任委員が研修会等に参加した場合その費用を支弁する。

役員報酬	料 金
半日以内	5,000円
一日以内	10,000円
二日以内	20,000円

2. 交通費として

交通費	料 金
町内の場合	無
町外の場合	3,000円

1. 評議員・解任委員の地位にあることのみを支給しない。
2. 園長及び職員等の兼務役員に対しては支給しない。
3. この表に拠り難き場合は、理事長がその都度定める。
4. 研修参加費等の経費について別途実費を支給する。

(理事長の報酬)

第3条 当法人の人事、労務、財務、運営等の職務を分掌するなど経営管理に携わる理事長に毎月報酬を支給するものとする。

しかし、必ずしも一般職員と同様な勤務体制を求めるものではない。

(附 則)

この規定は、平成29年4月1日より施行する。

## 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、定款21条の規定に基づき、社会福祉法人鶴生会の役員（理事・監事）が法人の業務を執行するにあたり下記の事項を定める。

(理事の報酬)

第2条 役員が研修会等に出席した場合その費用を支弁する。

役員報酬	料 金
半日以内	5,000円
一日以内	10,000円
二日以内	20,000円

2. 交通費として

交通費	料 金
町内の場合	無
町外の場合	3,000円

1. 役員の地位にあることのみを支給はしない。
2. 園長及び職員等の兼務役員に対しては支給しない。
3. この表に拠り難き場合は、理事長がその都度定める。
4. 研修参加費等の経費について別途実費を支給する。

(理事長の報酬)

第3条 当法人の人事、労務、財務、運営等の職務を分掌するなど経営管理に携わる理事長に毎月報酬を支給するものとする。

しかし、必ずしも一般職員と同様な勤務体制を求めるものではない。

(附 則)

この規定は、平成19年4月1日より施行する。

この規定は、平成20年4月1日より施行する。

この規定は、平成23年4月1日より施行する。

この規定は、平成29年4月1日より施行する。